

串本町教育委員会障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定による障害者活躍推進計画を下記のとおり作成したので、同条第5項の規定により公表します。

令和2年4月1日

串本町教育長 潮 崎 伸 彦

機関名	串本町教育委員会
任命権者	串本町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
串本町教育委員会における障害者雇用に関する課題	串本町（以下「町」という。）は、令和元年6月1日現在で障害者の法定雇用率を満たしており、採用・定着率とも概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：3.30%（※） ※串本町と合わせた実雇用率 （評価方法）毎年の任命状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として教育次長を選任する（令和2年3月1日に選任済）。 ○障害者雇用推進者の業務 ①障害者の雇用の促進及び継続を図るため、施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務 ②対象障害者の採用に関する計画（以下「障害者採用計画」という。）の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務 ③障害者採用計画の適正な実施に関する勧告並びに対象障害者及び特定身体障害者の確認の適正な実施に関する勧告を

		<p>受けたときは、当該勧告に係る厚生労働省との連絡に関する業務</p> <p>④厚生労働大臣に対する対象障害者である職員の任免に関する状況の通報及び公表</p> <p>⑤障害者を免職する場合における公共職業安定所長への届出の業務</p> <p>○障害者である職員が5人未満であることから障害者職業生活相談員を選任していないため、当委員会の障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導は町が選任する障害者生活相談員に委任する。</p> <p>○町と合同で設置する障害者雇用推進チームの構成員等の役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	<p>○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、断続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○令和4年度から障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、毎年度、これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を拡げ、最終年度には3件を目指す。(目標数は町と</p>

		<p>合わせた件数)</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大に資するため、当該施設等が生産・加工・製作した物品を販売する場所として庁舎の一部を提供する。</p>
--	--	---

